

令和 2年 9月26日  
長野県司法書士会  
長野県青年司法書士協議会

## 事業報告書

### 1 相談会名

「全国一斉 司法書士による手続支援のための養育費相談会」

### 2 開催日時

令和2年9月12日（土） 10：00～16：00

### 3 開催趣旨

現在、わが国の「子どもの貧困率」は13.9%、子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の相対的貧困率は50.8%にも上っています（平成28年度国民生活基礎調査）。

実に、子どもの7人に1人が貧困状態、ひとり親世帯の2世帯に1世帯が貧困状態です。

さらに、離婚母子家庭において「養育費の取り決めをしている世帯」は42.9%に過ぎず、「養育費を現在も受給している世帯」は24.3%という大変低い数値となっており（平成28年度全国ひとり親世帯等調査より）、このような養育費の状況が子どもの貧困を助長しているものと考えられます。

そこで、私たち司法書士は、子どもたちを貧困から救うには、養育費の支払や養育費の取り決めのために、積極的な法的支援をすべきと考えました。具体的には、養育費の取り決めのない場合には法的に有効な取り決めができるように当事者を支援し、取り決めのある場合には支払を受けられるよう法的な支援をしていくことです。また、財産開示制度の見直しや第三者からの情報取得制度の創設を内容とする改正民事執行法が本年4月から施行されたことにより、今後、未払養育費の強制執行による回収可能性が高まることが期待されています。司法書士は、裁判所に提出する書類の作成につき相談・依頼を受けることができ、これらを通じてお困りの当事者のサポートをします。

このような趣旨により、今回の養育費相談会（無料電話相談）を実施しました。相談会を通じ、貧困に陥り困窮する子どもへの法的支援を行うとともに、貧困問題に関し、現場から声を拾い上げ、その声を行政や社会に届けていきたいと考えています。

#### 4 相談件数

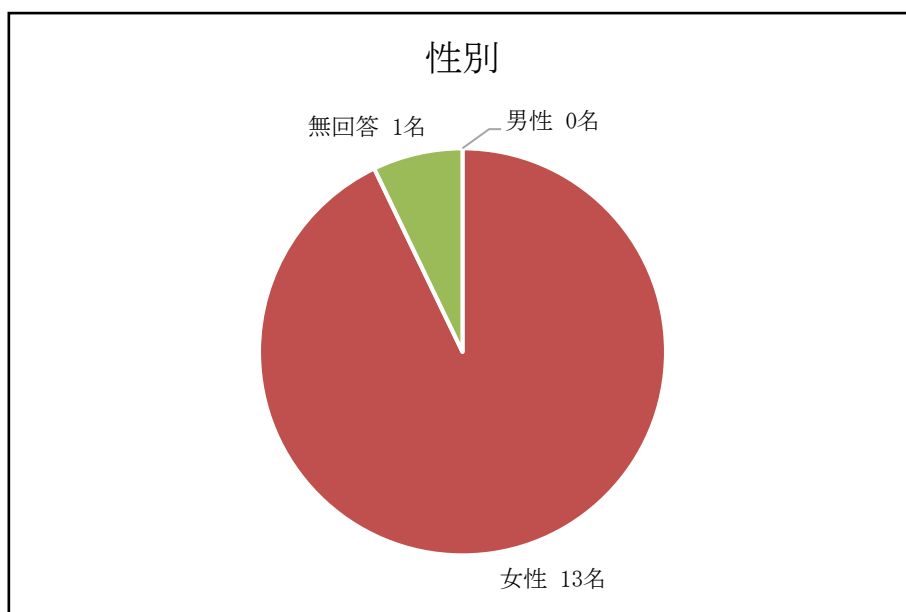
合計 14件

※14件の中には相談者自身ではなく他の人に関する相談も含まれていますが、以下の内訳は相談者によって行っています。

内訳

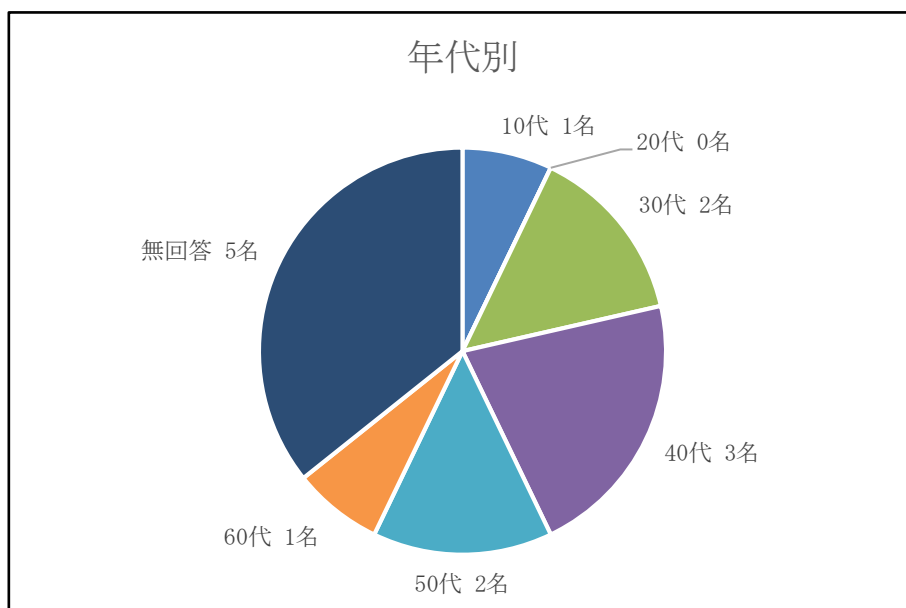
##### (1) 性別

男性 0名 女性 13名 無回答 1名



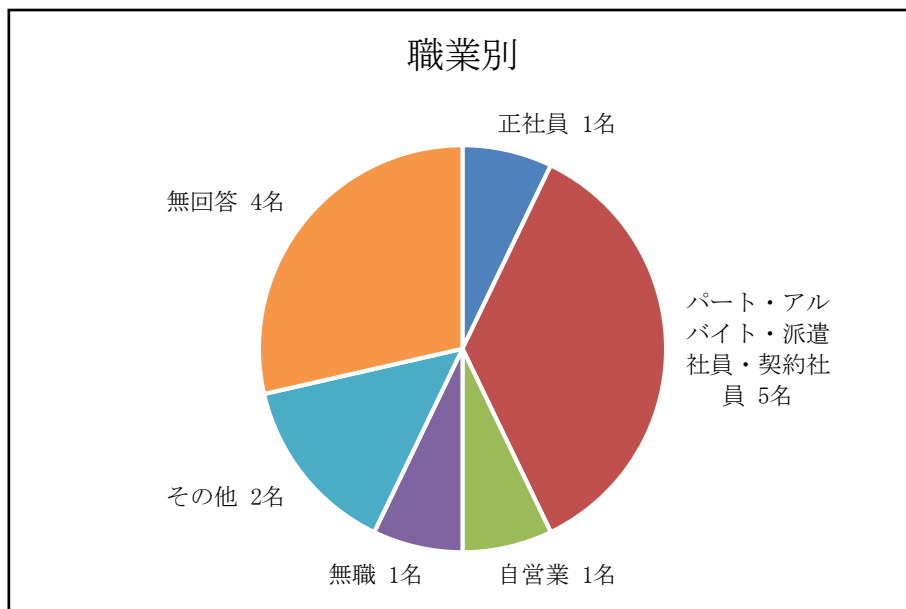
##### (2) 年齢

10代 1名 20代 0名 30代 2名  
40代 3名 50代 2名 60代 1名 無回答 5名



### (3) 職業

正社員 1名      パート・アルバイト・派遣社員・契約社員 5名  
自営業 1名      無職 1名      その他 2名      無回答 4名



## 5 主な相談内容

- 取り決めのとおりに養育費が支払われなくなった。
- 強制執行をするにはどうしたらいいか。
- 養育費の取り決めをしないまま離婚したため、養育費の調停の申立てをしたい。
- 減収等の事情により養育費の減額を請求したい。

など

## 6 実施した感想・コメント・今後の対応

長野県司法書士会または長野県青年司法書士協議会が行っている養育費に関する電話相談は今回で8回目になりますが、毎回多くの相談が寄せられており、今回も多くの相談が寄せられました。

今回は、養育費の取り決めをした当事者から、不払いや強制執行手続に関する相談が寄せられたほか、取り決めのないまま離婚してしまった方からの相談もありました。また、養育費を請求する側の相談だけでなく、養育費を支払う側からの相談も複数寄せられました。

多様な相談が寄せられたことにより、子どもをめぐる両親の複雑な関係が垣間見えます。感情的なもつれがひどくなると子どもの存在そっちのけで単なるお金の問題になってしまいそうですが、養育費は子どもの養育のためのものであるとの視点をどこまでも大事にして欲しいと思いました。

私たちは、今後もこの問題に積極的に取り組んでいきたいと思えます。